



Ⅱ 地域と自然エネルギー

① エネルギーの将来ビジョンと地域の重要性……12

資源エネルギー庁 村上 敬亮

② 地域が主体のエネルギー将来ビジョンを……13

ジャーナリスト・環境カウンセラー 崎田 裕子

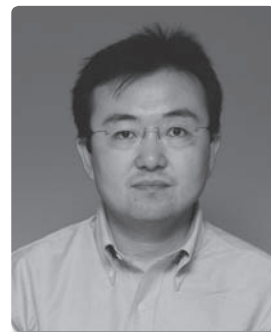
③ 地域自然エネルギー条例の必要性とひな形案……16

法政大学教授 船橋 晴俊

プロフィール

経済産業省 資源エネルギー庁
新エネルギー対策課長

むらかみ けいすけ
村上 敬亮



専門分野・活動など

1990年通商産業省入省。資源エネルギー庁配属となり、湾岸危機対応、地球温暖化防止条約交渉に従事。その後、PL 法立法作業などに携わったあと、1995年から2004年まで、著作権条約交渉、政府調達制度改革、電子タグの国際標準化、e-Japan 戦略の策定などに IT 政策を担当。2005年に資源エネルギー庁総合政策課に戻り国家エネルギー戦略をとりまとめ。2006年大臣官房会計課。2007年7月から情報政策課企画官。2008年7月からメディア・コンテンツ課長でソフトパワー戦略を担当した後、2009年7月から地球環境対策室長として地球温暖化国際条約交渉を担当。2011年9月、現職。

プロフィール

ジャーナリスト・環境カウンセラー
 NPO 法人 持続可能な社会をつくる元気ネット理事長
 一般社団法人 環境ビジネスウィメン代表理事
 NPO 法人 新宿環境活動ネット代表理事

さき た ゆう こ
崎田 裕子



専門研究分野・活動など

生活者の視点で、環境・エネルギー問題、特に持続可能な社会づくりに取り組み、環境まちづくり、環境と経済の好循環に向けた環境ビジネス推進、地域に根ざす環境学習などに携わる。

著書「ごみゼロ東京が見えた日」「だれでもできるごみダイエット」

共著「循環型社会をつくる」「電気のごみ」など。

- ・「市民が創る環境のまち “元気大賞”」主宰（持続可能な社会をつくる元気ネット）
- ・「環境ビジネスコンテスト “eco japan cup”」副実行委員長（環境ビジネスウィメン）
- ・「新宿区立環境学習情報センター」指定管理者（新宿環境活動ネット）

略 歴

1974年3月	「立教大学 社会学部」卒業
1974年4月～1985年	出版社の雑誌編集者の後、ジャーナリストに
1996年4月～現在	環境省「環境カウンセラー」（市民部門）登録
2000年	首相懇談会「21世紀環の国づくり会議」委員
2005年4月～2009年3月	「淑徳大学 国際コミュニケーション学部」非常勤講師
2005年4月～現在	「早稲田大学」客員研究員
2009年7月～2011年3月	内閣府「総合科学技術会議」専門委員
2011年7月～現在	「リオ+20 国内準備委員会」共同議長

現在の主な公職

環境省	「中央環境審議会」、「政策評価委員会」委員
経済産業省	「総合資源エネルギー調査会」、「化学物質審議会」委員
国土交通省	「国土審議会」委員、「社会資本整備審議会」臨時委員など。
東京都	「都市計画審議会」、「廃棄物審議会」、「港湾審議会」委員など。

地域が主体のエネルギー将来ビジョンを

崎田 裕子

ジャーナリスト・環境カウンセラー

1) 「地域に根ざしたエネルギー」による日本再生に向けて

総合資源エネルギー調査会のエネルギー基本計画見直しに向けた議論に参加しています。「原子力発電依存度を下げる」国の方針をどう具体化するか、社会に示す「選択肢」案を検討しています。

原子力か再生可能エネルギーかという二項対立を超えて、エネルギーと暮らし・社会の将来像を考えると、私は、「地域に根ざしたエネルギー」をどれだけ導入できるかが鍵になると考えています。

どのような「選択肢」になろうと、エネルギー自給率が4%と極端に低い日本にとって、自然から創る再生可能エネルギーの重要性は益々高くなります。そして、地球温暖化対策としてCO₂削減につながるだけでなく、事故直後の経験から、地域にとって食料や水、エネルギーの自給能力を高めることは、防災能力を高めて安全安心な暮らしに近づくということにも、私たちは気づいたからです。

2) 「エネルギー自立型地域」を創る「私たちの覚悟」

では、「地域に根ざしたエネルギー」とは何か。再生可能エネルギーで発電・発熱するだけでなく、地域資源を活用して、地域の市民、地場産業、自治体などが主体的に取り組むエネルギーであり、雇用を生み、持続的な産業となり得るものと考えています。「再生可能エネルギー」と「地域活性化」を連携させ、日本再生を地域から図る、という「私たちの覚悟」があっているのではないのでしょうか。

日本は自然豊かな国です。けれどエネルギー活用できる地域資源の水力、中小水力、風力、太陽光、地熱、波力、バイオマスなどは、地域特性に応じて違います。市町村や都道府県単位で、地域資源を徹底活用した「地域エネルギー将来ビジョン」を住民や事業者参加型で作成し、地域性豊かで災害時にも強く、新しい産業や雇用創出にもつながる、「エネルギー自立型地域」を共創したいものです。

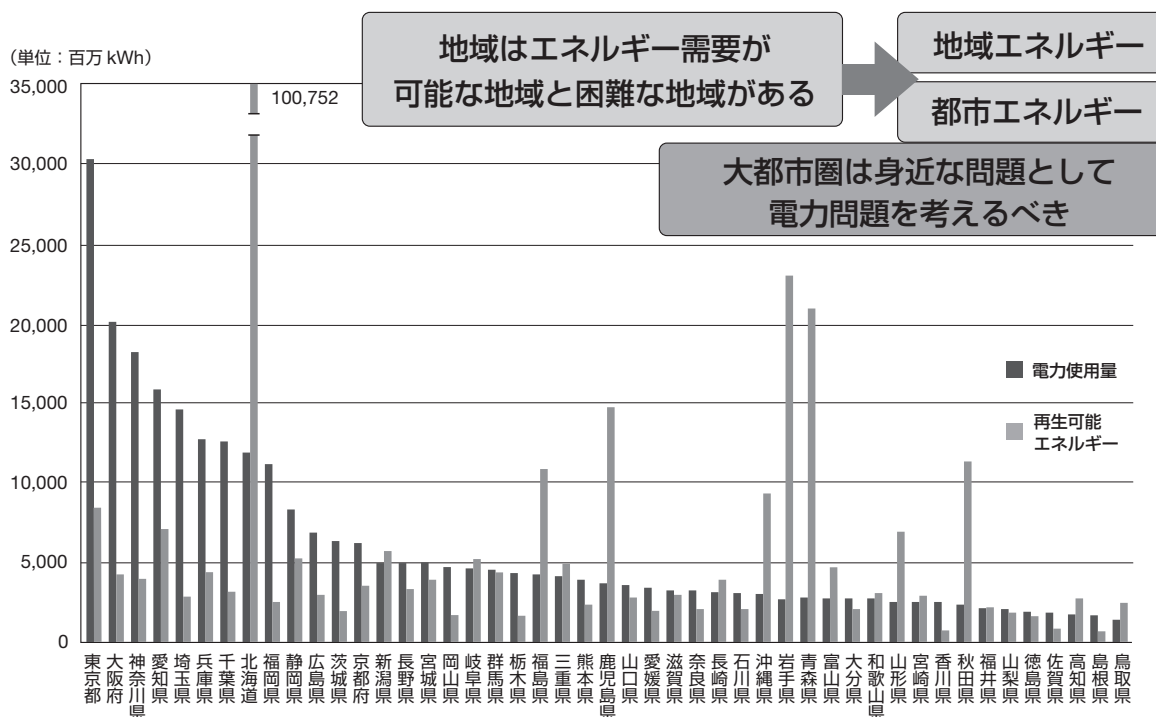
3) 「地域の覚悟」。地域エネルギーのポテンシャルを徹底活用する

これまで、地域の自然資源を活用した再生可能エネルギーの発電量のポテンシャルは少ない、と言われてきました。本当にそうでしょうか。平成22年の環境省「再生可能エネルギーポテンシャル調査報告」によれば、例えば風力発電の導入可能性は、東北地方は東京電力の設備容量と同程度、北海道には2倍程度あります。海上風力発電は東北地方には4倍、北海道は7倍弱、九州は8倍弱あると報告されています。地熱発電もしかり。

ごみ発電も含めて、地域に根ざした再生可能エネルギーの設備容量の可能性を計算すると5億5千万kw/hほどになります。コストや地域性、稼働率などを度外視した計算上で見ると、現在の発電割合9%の10倍くらいのポテンシャルになるのです。

それぞれの地域が、自らの能力をどう引き出すか。それを引き出すのは地域に根ざす方々の思いと、日本の技術力の総合力ではないのでしょうか。

再生可能エネルギーポテンシャルと電力使用量の比較



出典：環境省総合環境政策局環境計画課「平成 23 年版 環境統計表」より作成

出典：総務省緑の分権改革推進会議 第四分科会「再生可能エネルギー資源等の既存量等の調査についての統一的なガイドライン」

※シナリオ①の数値を採用。ただし、風力は陸上のものでし、洋上はのぞく。

4) 「都市の覚悟」。地域なくして大都市なし。都市・地域間連携を広げる

再生可能エネルギーの供給ポテンシャルが低いのは大都市ですが、エネルギーの需要は逆に、大都市地域はけた違いに跳ね上がります。県別消費電力量を見ると、東京都の消費量は多く、少ない方の 19 県の消費量を足した量に匹敵します。

都市部では省エネ、節電に一層励むと同時に、自然エネルギー豊かな地域と地域間連携を推進し、再生可能エネルギーに対価を払って調達すれば、自然豊かな地域にとってはエネルギーづくりが新しい産業として成り立ちます。自治体の公共事業として、あるいは自治体と民間の連携事業として、電気があたらしい地場産業になるはずです。

なお、街区の再開発に合わせた熱電併給のコージェネレーション大幅導入や、夏冷たく冬暖かい下水の温度差を地域冷暖房に活かしたり、下水道汚泥からバイオガスを得たり、廃棄物発電を積極的に活用するなど、人口の集中する都市部だからこそその地域エネルギーのポテンシャルも隠れています。

「エネルギー自給型地域づくり」や「再生可能エネルギー地域間連携」などを進めれば、おのずと、産業界を含めて日本全体を支えるにはどの程度の他の基盤電源が必要か、量が定量化されるはずです。エネルギーの将来ビジョンを、私たちの暮らしや地域の覚悟で描いていきたいと思っています。

プロフィール

法政大学社会学部教授
法政大学サステナビリティ研究教育機構機構長

ふなばし はるとし
船橋 晴俊



専門研究分野・活動など

専門は環境社会学、社会計画論、組織社会学。日本社会学会理事・研究活動委員長。日本学術会議連携会員。「エネルギー政策と地域社会」を主題に、長期にわたり、各地で調査研究に従事。東日本大震災以後は、震災復興の柱としてのエネルギー戦略シフトの推進を研究のメインテーマに。主な著作は、『組織の存立構造論と両義性論－社会学理論の重層的探究』（単著、2010年、東信堂）、『環境総合年表－日本と世界』（共編。2010年、すいれん舎）、『社会学をいかに学ぶか』（単著、2012年近刊、弘文堂）

略 歴

1948年7月	神奈川県大磯町生まれ
1976年9月	東京大学大学院社会学研究科博士課程中退
1987年4月	法政大学社会学部教授
2009年8月	法政大学サステナビリティ研究教育機構機構長

地域自然エネルギー条例の必要性和ひな形案

船橋 晴俊
法政大学 教授

1) 岐路に立つ日本社会

東日本大震災は、防災対策やエネルギー政策の根本的見直しと新しい方向の確立を要請しているが、より広くは、地方自治や地方財政のあり方、各地域の地域振興のあり方、科学技術のあり方、大都市圏と地方との関係のあり方などについての見直しと変革を課題として提起している。エネルギー政策の大局的転換の方向性は、エネルギー戦略シフトとして表現できよう。その内容の柱は、省エネルギー、脱原発ソフトランディング、化石燃料の漸減、自然エネルギーの大幅増大である。

これらの中でも、自然エネルギーの増大こそは、多元的なメリットがあり、未来を切り開く柱である。自然エネルギーは、枯渇しないものであるゆえ持続可能な社会の基盤となること、各地域の個性に即してあまねく存在すること、汚染や環境破壊のおそれは他のエネルギー資源に比べて遙かに少なく克服可能であること、適切に事業組織を展開すれば、各地域に平等に雇用機会を創出しうることなどのメリットを持つ。世界的動向を見ると、ドイツは現在既に、電力供給の17%を自然エネルギーでまかなっているが、2020年までにそれを35%に引き上げる予定であり、行政、企業、金融機関、研究組織、市民団体が、その目標達成に向かって、力強い協力のネットワークをつくっている。そして例えば、太陽光発電だけでも、1700万kWの設備容量を持ち全電力の3%を供給し、13万人の雇用を生み出している。

2) 自然エネルギー振興の絶好の機会到来と問題点

エネルギー供給の本流が自然エネルギーに切り替わっていくことは、21世紀の世界の大勢である。日本においても、ここで課題となるのは、自然エネルギーの利用を地域外部の事業者の利潤獲得に終わらせるのではなく、いかにして、地域内部での人材発掘と事業組織の形成によって、地域の創富力向上の機会とすることができるかである。

本年7月より、自然エネルギーに対する固定価格買い取り制度が導入されようとしている。この制度の導入は政策として画期的な意義を有し、自然エネルギーの導入は本年度以降、加速されるであろう。この制度によって切り開かれた絶好の機会を利用して、地域の活性化につなげたいとは、誰しも考えることであろう。

そこで、肝要なのは、どうやったら自然エネルギーの導入を地域に根ざしたものにできるのか、地域にその成果を還流させることができるかである。いかにして地域格差を縮小していくか、いかにして各地域の経済を振興し財政を強化し雇用を確保していくかといった基本的問題群に対して、自然エネルギーの振興は、効果的な解決を与える可能性を有している。それを具体的に実現するに際しての鍵は何であろうか。

第1に、地域に根ざした事業者によって、自然エネルギーを利活用していくことである。各地域は、豊かな自然エネルギー資源を有している。そして、すでに、各地で、一定の自然エネルギーの利活用の取り組みがなされてきている。しかし、これまでの取り組みにおいては、各地の自然エネルギーの豊かさが、必ずしも、地元に対する経済的メリットとして、十分に還流していない。現状では、例えば青森県や秋田県といった風力発電の有力地域においても、風車の90%以上は

地域外の主体のものになっている。現状では、風車による発電とその売り上げの大半は、地域の外に出ていってしまっている。ここで課題となるのは、自然エネルギーの利用を地域外部の事業者の利潤獲得に終わらせるのではなく、いかにして、地域内部での人材発掘と事業組織の形成によって、地域の創富力向上の機会とすることができるかである。

第2に、それでは、地元主体で、自然エネルギーを振興しようとした場合、資金をどうするのかという問題がある。外部の主体が主役になってしまうのは、それらの主体が豊富な資金を有するからである。自治体財政はどこも余裕がない。果たして、地域の中に、自然エネルギー事業を興すための資金はあるのだろうか。

第3に、地域で自然エネルギーの利活用を目指す場合、しっかりした取り組み体制を構築する必要がある。これまでの自然エネルギー利用の歴史は、利用の成否に相当の幅があることを示している。2011年度に法政大学社会学部船橋研究室では、自治体ならびに、第3セクターによる風力発電事業について、アンケート調査を行ったが、その成否には、非常に振幅のあることが明らかになった。風車の稼働率(2010年)は最大で99.4%、最小で43.9%、平均79.2%であり、設備利用率(2010年)は最大で32.6%、最小で7.1%、平均18.5%である。つまり、風車を建てれば、直ちに、収益が上がり、成功するわけではない。

では、これらの問題点をどのように克服していったらよいであろうか。

3) いかにして、地域に根ざしたかたちで、自然エネルギーを振興するか

これらの問題点を解決していく基本的な方針を、つぎのような考え方に立つ「地域自然エネルギー振興基本条例」で確立することを提唱したい。

- ① 自然エネルギーは、各地域固有のものであり、各地域社会が、その利活用の主役であるべきである。地域の自然エネルギー資源の豊かさを、外部の主体の利潤獲得の機会にするのではなく、各地域の経済的豊かさに転換していく道をつくっていくべきである。
- ② 各地域において、自治体財政に余裕がないとしても、地域金融による事業展開は、大いに可能であろう。というのは全国の金融機関において「預金あれども投資無し」といった事態が広範に見られる。金融機関の預貸率は多くの県で70%に届かず、膨大な資金が事業を支える投資に向かわず、低利の国債などで運用されるに留まっている。各地域の金融機関の有する潜在力を引き出すべきである。
- ③ 自然エネルギー事業を成功させるためには、過去の成功事例や失敗事例から学ぶ必要がある。そのためには、全国各地で、志を共有する人々が相互に連携し、経験と知恵を共有していくべきである。

以上のような考え方に基づいて、「『地域に根ざした脱温暖化・環境共生社会』研究開発領域」の参加者で研究会を続け、自然エネルギー振興基本条例のひな形となるような案を考えてみた。これを手がかりとして、自然エネルギーに関心を有する方々が、各地域の個性に根ざした自然エネルギー事業を立ち上げていくことを期待したい。

地域の自然エネルギーの利活用に関する基本条例の骨子(案)

【条例制定の必要性】

脱温暖化・気候変動対策として導入が進められている自然エネルギーは、東日本大震災以降、安全・安心なエネルギーとして、その利用が加速化されようとしている。今、大切なことは、単なる売電による利用を超え、エネルギーの地域使用、地域間連携、産業活性化、雇用促進等の波及効果による地域の創富力(富を生みだす力)向上につながる自然エネルギー資源の活用である。そのためには、自然エネルギー資源の活用において、住民の意思や行動の自由を尊重した上で、地域が主張すべき権利を明らかにし、地域に根ざした自然エネルギーの活用のための理念、原則及び基本的条件を定めた条例が必要である。

なお、本条例は、自然エネルギー資源の持続可能な利用のための基本考え方や姿勢を定めたものであり、既存条例の改正その他本条例の趣旨に合致した対応を妨げるものではない。

自然エネルギーは、以下のような多面的な長所を有する。

- ① 自然の循環に根ざしており枯渇せず、持続可能な社会の形成に貢献する
- ② 各地に遍在しており、地域の地理、歴史、文化に結びついている
- ③ 自給を進めることにより、地域経済・国民経済を強化する
- ④ 地域間連携を進めることにより、地域間の公平な関係を創出する
- ⑤ 災害時における地域の防災能力を高める
- ⑥ 地域からの地球温暖化対策に寄与する

本条例における定義

- 「自然エネルギー資源」とは、風、太陽、森林、水、地熱など、自然の循環に根ざしつつ、地域の地理、歴史、文化と結びついて存在するエネルギー資源をいう。
- 「自然エネルギー」とは、風力発電、太陽光発電、太陽熱利用、バイオマス発電、バイオマス熱利用、小水力発電、地熱利用など、自然の循環に根ざして枯渇しないエネルギーをいう。
- 「地域自然エネルギー事業」とは、事業者の代表者・所在地、事業資金、受益の配分等について、別途定める一定の条件(※)を満たす、地域に根ざした自然エネルギー資源を活用した事業をいう。

※条件案については本書末に示す。

自然エネルギーの活用に関する基本原則等

(1) 理念

地域(市、町もしくは村)の住民、自治体及び事業者は、以下の理念に基づき、地域自然エネルギー活用を行うものとする。

- 住民、自治体及び事業者は、地域の自然エネルギー資源について、その価値を自覚し、持続可能な形で活用することに努める。
- 住民、自治体及び事業者は、互いに協力し、地域の自然エネルギー資源に基づく地域社会の創富力向上に努める。

(2) 活用原則

自然エネルギーを活用するに際しては、前述の理念を踏まえ、以下の活用原則に基づくものとする。

- 自然エネルギー資源を活用する際には、
 - － 自然の循環と生物多様性を尊重し、近隣地域との良好な関係のもとで、自然エネルギー資源の享受を進める。
 - － エネルギーの抑制とエネルギー効率の向上に配慮する。
 - － 適正な技術の採用に努める。
 - － 地域の地理・歴史・文化を尊重する。
 - － 地域内外の十分な合意形成のもとに進める。
 - － 地域内の日照、水利等にかかわる権利に関する公正な取扱いに努める。
 - － 公害、生活環境上の支障、環境負荷などの抑制に努める。
 - － 地域内外で各地域間・団体間の連携に努める。
- 自然エネルギー資源を事業として活用する際には、
 - － 地域に根ざした事業体の形成に努める。
 - － 地域への受益の還元を努め、地域の公平な発展に寄与する。
 - － 生態系、周辺環境の保全及び事業の維持管理等に係る費用の公正な分担に努める。
 - － 必要に応じ、有識者の助言、第三者機関による審査に基づいて事業の改善に努める。

自然エネルギーの活用における行政の役割

(1) 行政の責務

行政は、地域の自然エネルギーの活用に関し、以下の役割を担う。

- 地域自然エネルギー事業を積極的に推進する。
- 自然エネルギーの適正な管理と運用のための計画（自然エネルギー計画）を、住民及び事業者の参画を得て策定する。
- 自然エネルギーの活用の視点を、土地利用計画、ゾーニングに反映させる。
- 本条例を適正に施行するために必要な、関連条例、運用規則（ガイドラインなど）等を整備する。
- 自然エネルギー資源の利用について判断する必要がある場合には、法令の適用等を含めてその適切さを確保する。

地域自然エネルギー事業が満たすべき条件（原形案）

地域自然エネルギー事業が満たすべき条件について原形案を以下に示す。

なお、以下の原型案を具体化するにあたっては、当該地域の実情に応じた柔軟な配慮をするものとする。

- 以下に示す3項目のうち2項目以上を満たす形で実施される、自然エネルギーを利活用する事業を地域自然エネルギーとする。
 1. [意思決定] 事業の意思決定は、地域に基礎をおく組織によって行われること。
 2. [事業資金] 事業資金の過半が、当該地域に属する主体から提供されていること。
 3. [受益の還元] 事業による利益の過半が、当該地域に属する主体に行き渡ること。

地域自然エネルギー振興基本条例(案)

条例の必要性

脱温暖化・気候変動対策として導入が進められている自然エネルギーは、東日本大震災以後、安全・安心なエネルギーとして、その利用が加速されようとしている。自然エネルギーは以下の各号に示す積極的・多面的価値を有する。

- 一 自然の循環に根ざしており枯渇せず、持続可能な社会の形成に貢献する。
- 二 各地に遍在しており、地域の地理、歴史、文化に結びついている。
- 三 自給を進めることにより、地域経済・国民経済を強化する。
- 四 互恵的な地域間連携が可能であり、地域間の公平な関係を創出する。
- 五 災害時における地域の防災能力を高める。
- 六 地域からの地球温暖化対策に寄与する。

今、大切なことは、〇〇市(町、村)の各地域における創富力(富を生み出す力)向上につながる自然エネルギー資源の活用である。そのためには自然エネルギー資源の活用において、住民の意思や行動の自由を尊重した上で、地域が主張すべき権利を明らかにし、地域に根ざした自然エネルギーの活用のための理念、原則及び基本的条件を定めることが必要である。

また、本条例は、自然エネルギー資源の持続可能な利用のための基本的考え方や姿勢を定めたものであり、既存条例の改正その他この条例の趣旨に合致した対応を妨げるものではない。

第1章 総則

(目的)

第1条 本条例は、自然エネルギーが有する積極的・多面的価値を認識し、自然エネルギー活用のための理念と原則、自治体、住民、事業者などの責務を定めることによって、〇〇市(町、村)において、地域の地理、歴史、文化に立脚し、地域に根ざした自然エネルギーの活用を積極的に推進し、それによって持続可能で豊かな地域社会を形成することを目的とする。

(定義)

第2条 本条例における自然エネルギー資源、自然エネルギー、地域自然エネルギー事業は以下の各号に示すとおり定義する。

- 一 「自然エネルギー資源」とは、風、太陽、森林、水、地熱など、自然の循環に根ざしつつ、地域の地理、歴史、文化と結びついて存在するエネルギー資源をいう。
- 二 「自然エネルギー」とは、風力発電、太陽光発電、太陽熱利用、バイオマス発電、バイオマス熱利用、小水力発電、地熱利用など、自然の循環に根ざして枯渇しないエネルギーをいう。
- 三 「地域自然エネルギー事業」とは、事業者の代表者・所在地、事業資金、受益の配分等について、別途定める一定の条件を満たす、自然エネルギー資源を活用するための地域に根ざした事業をいう。

第2章 自然エネルギーの活用に関する基本原則等

（理念）

第3条 ○○市（町、村）の住民、自治体及び事業者は、以下の各号に示す理念に基づいて、○○市（町、村）での自然エネルギー活用を行うものとする。

- 一 住民、自治体及び事業者は、地域の自然エネルギー資源について、その価値を自覚し、持続可能な形で活用することに努める。
- 二 住民、自治体及び事業者は、互いに協力し、地域の自然エネルギー資源に基づく地域社会の創富力向上に努める。

（活用原則）

第4条 ○○市（町、村）で自然エネルギーを活用するに際しては、前条の理念を踏まえ、以下の各号に示す原則に基づくものとする。

- 一 自然の循環と生物多様性を尊重し、近隣地域との良好な関係のもとで、自然エネルギー資源の享受を進める。
 - 二 エネルギー消費の抑制とエネルギー効率の向上に配慮する。
 - 三 適正な技術の採用に努める。
 - 四 地域の地理、歴史、文化を尊重する。
 - 五 地域内外の十分な合意形成のもとに進む。
 - 六 地域内の日照、水利などにかかわる権利に関する公正な取り扱いに努める。
 - 七 公害、生活環境上の支障、環境負荷などの抑制に努める。
 - 八 市（町、村）内外で各地域間・団体間の連携に努める。
- 2 ○○市（町、村）で自然エネルギーを事業として活用するに際しては、前項に加えて、以下の各号に示す原則に基づくものとする。
- 一 地域に根ざした事業体の形成に努める。
 - 二 地域への受益の還元を努め、地域の公平な発展に寄与する。
 - 三 生態系、周辺環境の保全及び事業の維持管理等に係る費用の公正な分担に努める。
 - 四 必要に応じ、有識者の助言、第三者機関による審査に基づいて事業の改善に努める。

第3章 自然エネルギーの活用の際しての行政の役割

（行政の役割）

第5条 行政は、○○市（町、村）の自然エネルギーの活用の際し、以下の各号に示す役割を担う。

- 一 地域自然エネルギー事業を積極的に推進する。
- 二 自然エネルギーの適正な管理と運用のための計画（以下「○○市（町、村）自然エネルギー計画」という）を住民及び事業者の参画を得て策定する。
- 三 自然エネルギーの活用の視点を、土地利用計画、ゾーニングに反映させる。
- 四 この条例を適正に施行するために必要な、関連条例、運用規則（ガイドライン）等を整備する。
- 五 自然エネルギー資源の利用について判断する必要がある場合には、法令の適用等を含めてその適切さを確保する。

「地域自然エネルギー事業」の定義上の条件について

(原型案)

「地域自然エネルギー事業」とは、地域自然エネルギー振興基本条例第2条三に定める自然エネルギー資源を活用するための地域に根ざした事業であって、次の3項目のうち、2項目以上を満たす事業を言う。

- (1) [意思決定] 事業の意思決定は、地域に基礎をおく組織によって行われること。
- (2) [事業資金] 事業資金の過半が、当該地域に属する主体から提供されていること。
- (3) [受益の還流] 事業による利益の過半が、当該地域に属する主体に行き渡ること。

※上の原型案を具体化するにあたっては、「当該地域」の実情に応じた柔軟な配慮をする。

※地域自然エネルギー事業の定義例については、本予稿集、参考資料「コミュニティ事業の定義例」(P78)を参照。